

10 環境保全に関する基準

10 環境保全に関する基準

10-1 都市計画法第33条第1項第9号（環境保全に関する基準）、都市計画法施行令第23条の3、都市計画法施行令第28条の2

法第33条

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発行為及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

令第23条の3

法第33条第1項第九号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、1haとする。ただし開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、0.3ha以上1ha未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

令第28条の2

法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第九号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一 高さが10m以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木または樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第33条第1項第二号イからニまで（これらの規定を法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

二 高さが1mを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1,000m²以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

規則第23条の2 令第28条の2第一号の国土交通省令で定める規模は、高さが5mで、かつ、面積が300m²とする。

(1) 環境保全の適用範囲

樹木の保全または表土の保全の対象となる開発行為の規模は、1ha以上とする。

(2) 樹木の保全

ア 保存対象樹木

① 高さ10m以上の健全な樹木

10 環境保全に関する基準

- ② 高さ5m以上の樹木がおおむね10㎡に1本以上の割合でまとまって存する、面積が300㎡以上の健全な樹木の集団

イ 開発区域内に保存対象樹木が存する場合は、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、樹木の保存措置を講ずること。

ウ やむを得ないと認められる場合とは、次のとおりとする。

- ① 開発区域の全域にわたって保存対象樹木がある場合
- ② 公園等または自主管理緑地の計画面積以上に保存対象樹木がある場合
- ③ 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木がある場合
- ④ その他、土地利用計画上やむを得ないと認められる場合

(3) 表土の保全

ア 高さが1mを超える切土または盛土を行う土地の面積の合計が1,000㎡以上となる場合は、表土の保全措置を講ずること。

イ 表土とは、植生の生育上必要な有機物質を含む表層土壌（A₀層、A層）のことをいう。

ウ 表土の復元措置とは、開発区域内の表土を公園等または自主管理緑地内に復元することをいう。なお、表土の復元措置が講ぜられない場合は、次の代替措置を行うこと。

- ① 客土
開発区域外の土地の表土を採掘し、その表土を開発区域内に必要な部分を覆う措置を行う。
- ② 土壌の改良
土壌改良剤と肥料を与え耕起を行う。

(4) その他（駐車場舗装における輻射熱対策）

駐車場を設置する場合には、夏季におけるアスファルト舗装の輻射熱による環境悪化を抑えるための日陰を生じさせるように、中高木を植樹することが望ましい。